

課 長	補 佐	係 長	担 当

(市役所控)

認定権者記載欄		

様式第5-(ロ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (ロ-③)

年 月 日

大 館 市 長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

上昇率 %

E:原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円

e:Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

依存率 %

C:申込時点における最新の売上原価 円

S:Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格 円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1$$

P1 =

A1:申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1:A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B1:申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円

b1:B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2$$

P2 =

A1:申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1:A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B2:申込時点における最近3か月間の全体の売上高 円

b2:B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 円

(年 月 日)

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

大館市長

(注意点等については裏面参照のこと)

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) $P1 > 0$ 、かつ、 $P2 > 0$ となっていること。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 大館市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行う必要があります。

認定権者記載欄		

様式第5-(ロ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-③)

年 月 日

大 館 市 長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E:原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

円

e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C:申込時点における最新の売上原価

円

S: Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 =$$

A1:申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B1:申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高

円

b1: B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高

円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 =$$

A1:申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B2:申込時点における最近3か月間の全体の売上高

円

b2: B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高

円

(ー)

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

大館市長

(注意点等については裏面参照のこと)

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) $P1 > 0$ 、かつ、 $P2 > 0$ となっていること。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 大館市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行う必要があります。